

令和 8 年度

業 務 設 計 書

業 務 名 林之峯地区配水管移設工事に係る設計業務委託

業務場所 西伯郡大山町下市

鳥取県 西伯郡 大山町全図

林之峯地区配水管移設工事に係る 設計業務委託



大山町水道課

設計業務仕様書

第1条（適用範囲）

1. この仕様書は、林之峯地区配水管移設工事に係る設計業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

第2条（用語の定義）

この仕様書において用いる用語の定義は次のとおりとする。

1. 指示とは、大山町（以下「甲」という。）が請負者（以下「乙」という。）に設計業務上必要な実施事項を示すことをいう。
2. 承認とは、乙が申し出た事項について甲が同意することをいう。
3. 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。
4. 成果品とは、業務の成果及び作業にかかる記録簿等をいう。

第3条（作業実施）

業務は、契約書、本仕様書及び特別仕様書により実施する。

第4条（提出書類）

乙は、業務着手、完了にあたって、甲の契約約款に定めるほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者選任届
- (4) 照査技術者選任届
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 請求書

第5条（官公庁その他への手続き）

1. 業務実施のため必要な官公庁その他に対する申請図面は、乙において作成しなければならない。
2. 乙は、官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、延滞なくその旨を甲に申し出なければならない。

第6条（打ち合わせ簿）

業務の実施中に指示、承認又は協議した事項については、その内容等を記録し、相互に確認するものとする。

特記仕様書

第1条（業務の目的）

本業務は、林之峯地区における配水管を移設するための詳細設計を行うものである。

第2条（準拠する規定等）

1. 業務請負契約書
2. 調査・設計・測量業務共通仕様書（鳥取県県土整備部）
3. 水道事業実務必携（厚生労働省）
4. 水道施設設計指針 2024（日本水道協会）
5. 水道施設耐震工法指針・解説 2022（日本水道協会）
6. 水道施設設計業務委託指針（全国上下水道コンサルタント協会）

第3条（業務内容）

本業務の内容は下記のとおりとする。

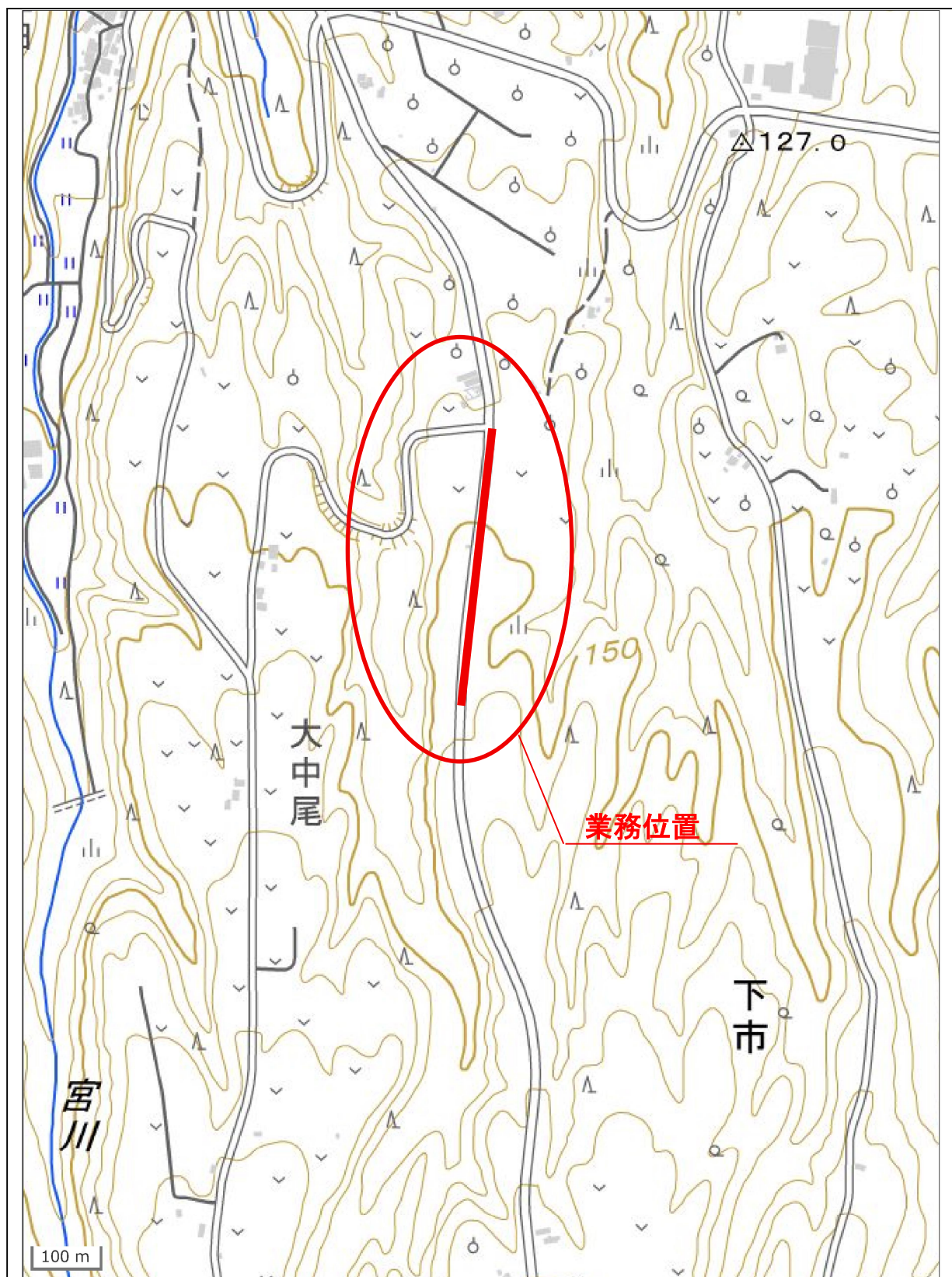
1. 設計業務

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 設計協議 | 1 式 |
| (2) 配水管設計 | 1 式 |
| ・ 布設替詳細設計 $\phi 150$ L=0.30km | |

第4条（納入成果品）

1. 設計業務

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 設計原図 | 1 式 |
| (2) 数量計算書 | 1 式 |
| (3) 概算工事費明細書 | 1 式 |
| (4) その他必要資料 | 1 式 |



総 括 表

令和8年度林ノ峯地区配水管工事に伴う設計委託業務

[illegible]

内 訳 書

設計業務

[illegible]

明 細 表

第 1 号 小口径 布設替詳細設計 床付深さ一定(2.0m未満):150mm / 300m～500m未満

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 2 号 開削工法 設計協議

1業務当り

[illegible]

--